

第3章 国際登録出願時の手続

第1節 国際登録出願の願書【MM2】の作成

1. 様式

国際登録出願の願書は、様式第9の2【MM2】により作成しなければなりません。

[法施規第2条第9項]

2. 作成要領

コンピュータ印字を用いて願書を作成するときは、次の要領に従って作成して下さい。

- (1) 願書の各欄の割り付け及び内容は、様式9の2の形式と一致し、各欄を拡張する場合は、欄の途中で次ページにならないように作成して下さい。
- (2) すべての欄は、一本線で描いて下さい。
- (3) 欄の番号及び項目は、そこに記入する情報がないときも、表示して下さい。
- (4) 用紙には、抹消・訂正・重ね書き及び行間挿入を行わないで下さい。
- (5) 各項目を入力した際、下線は消えますが、そのまま提出して下さい。

3. 願書の入手方法

特許庁のホームページの国際出願及びWIPOのホームページ(International Marks : Forms)上に願書等の様式を掲載していますので、ダウンロードして使用することも可能です。

特許庁ホームページ: <http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>

WIPOホームページ: <http://www.wipo.int/madrid/en/forms/>

4. 願書の各欄の記載要領

- (1) 「For use by the applicant : 出願人による使用欄」

「This international application includes the following number of: この国際出願は、以下の枚数の連続用紙を含んでいる」欄

- (イ) 「continuation sheet(s): 連続用紙」欄には、追加した「CONTINUATION SHEET」の枚数を記載して下さい。

(ロ)「MM17 form(s) : MM17様式」欄には、欧州共同体を指定締約国とし、優先順位の主張をする場合に提出するMM17の枚数を記載して下さい。

(2)「For use by the applicant / Office : 出願人／官庁による使用欄」

①「Applicant's reference : 出願人の整理番号」

この欄には、出願人又は代理人の書類の整理番号として、半角で18字を超えない範囲において、ローマ字、アラビア数字若しくは「－」による「書類記号」を記載することができます。

②「Office's reference : 官庁の整理番号」

この欄は、本国官庁(日本国特許庁)が「庁内整理番号」を記載するため、出願人又は代理人は使用できません。

なお、コンピュータ印字の場合は、本国官庁の使用する欄は印刷した様式(縦2cm×横5.5cm)と同じ大きさにして下さい。

(3) **1** :「CONTRACTING PARTY WHOSE OFFICE IS THE OFFICE OF ORIGIN:
当該官庁が本国官庁となる締約国名」 [規則1(xxvi)]

この欄には、日本国特許庁の管轄国は日本だけですので、我が国の英語表記「Japan」と記載して下さい。

(4) **2** :「APPLICANT : 出願人」 [規則9(4)(a)(i),(ii)]

(a)「Name : 氏名(名称)」

①この欄に記載する出願人の氏名(名称)は、国際登録出願の基礎となる商標登録出願、防護標章登録出願、商標登録又は防護標章登録の出願人若しくは商標権者と同一人でなければなりません。

②出願人が自然人の場合は、氏名を、「姓→名」の順にローマ字で記載して下さい。

【例】 自然人 : 国際 花子

正 : KOKUSAI Hanako (国際 花子／姓・名順)

誤 : Hanako KOKUSAI (花子 国際／名・姓順)

※ 姓は大文字で記載するのが望ましい。

③出願人が法人の場合は、名称をローマ字若しくは「－」の組み合わせに置き換えて、音訳又は英語へ翻訳して記載して下さい。

【例】 法人名:特許太郎株式会社

音訳 : TOKKYO TARO KABUSHIKI KAISYA

翻訳 : PATENT TARO Co., LTD.

※ 名称は大文字で記載するのが望ましい。

※ 海外で使用する法人名を併記することも可能です。

(例) TOKKYO TARO KABUSHIKIKAISYA

(PATENT TARO Co., LTD.)

(b)「Address : 住所(居所)」

①住所(居所)は、「4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, 100-8915 JAPAN」のように詳しく記載し、日本に営業所を有する外国法人の場合は、本社の住所を記載して下さい。

「 番地 → 町名 → 市名 → 県名 → 郵便番号 → 国名 」の順で記載。

②住所(居所)は、迅速な郵便配達の慣習上の要件を満たす方法によるものとし、少なくとも、関連するすべての行政単位に至るまでから成り、もしあれば、部屋番号も記載して下さい。

(c)「Address for correspondence : 通信のためのあて先」

①この欄は、国際事務局との通信で、上述(b)欄「出願人の住所(居所)」以外への通信を希望する場合に記載して下さい。

②複数の出願人が異なるあて先を有する場合でも、通信のための先は1つに限られます。

③「通信のためのあて先」が表示されていない場合は、特許庁及び国際事務局は、国際登録出願の願書に最初に記載された出願人(代理人がいる場合は代理人)の住所(居所)に書類を送付します。

④「通信のためのあて先」のあて名は、第2欄(a)に記入した出願人名(個人名又は法人名等)で記録されます。出願人名と「通信のためのあて先」のあて名が異なる場合には、「通信のためのあて先」のあて名も記入して下さい。

(d)「Telephone / Fax / E-mail address : 電話/ファクシミリ/メールアドレス」

この欄には、出願人の電話番号及びファクシミリ番号がある場合には、これらを「国コード→地域コード→加入者番号」順に記載して下さい。また、出願人のメー

ルアドレスがある場合は記載して下さい。

なお、「通信のためのあて先」を記載した場合で、国際事務局からの電話、ファクシミリ、メールも「通信のためのあて先」で受けようとする場合は、その電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレスを記載して下さい。

※ 国コード→地域コード→加入者番号の順に記載し、地域コードの頭の「0」は省略します(東京の場合「03」→「3」)。

【例】 81－ 3 －△△△△－△△△△
日本国－東京－出願人の加入者番号

(e)「Preferred language for correspondence : 通信用選択言語」

日本国特許庁は、すべての通知の言語を国際登録出願の言語である英語と定めていますから、日本国特許庁又は出願人(名義人)と国際事務局との通信の言語は基本的には英語になりますので、「English」の□内に×印を付して下さい。

なお、出願人(名義人)が、仏語又はスペイン語を希望する場合は、国際事務局から出願人(名義人)あての通信の言語を仏語又はスペイン語とすることができます。その場合は、「French」又は「Spanish」の□内に×印を付して下さい。

(f)「Other indications (as may be required by certain designated Contracting Parties) : その他の表示(特定の締約国等により要求される場合)」

①この欄は、特定の指定締約国により要求される場合に記載することになります。現段階での要求国はシンガポール及び米国だけであり、シンガポール及び米国を指定する場合に出願人が自然人であるときには国籍を有する国名を記載します。

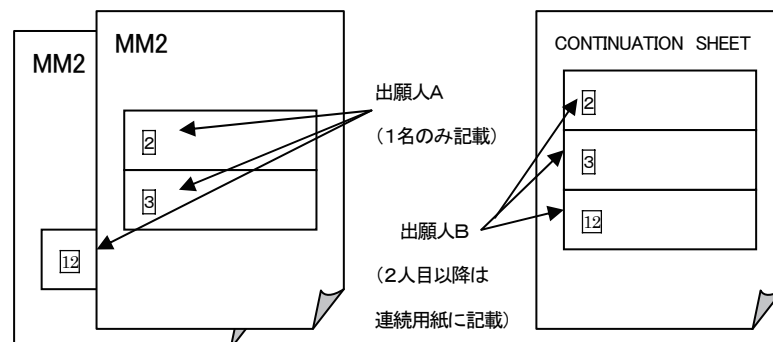
②また出願人が法人であるときには、法人資格を得た国名とともに、法人の種類を「Corporation」のように記載します。

なお、「Joint－Stock Company」は米国では受け入れられないケースがありますので、法人名を記載する際には、以下を参考にして下さい。

・株式会社	Corporation
・非法人会社	Unincorporated association
・有限責任会社	Limited liability company
・共同事業体	Partnership
・合弁会社	Joint venture

(g)国際登録の出願人が2名以上いる場合は、1名について第2欄「Applicant」、第3欄「ENTITLEMENT TO FILE」及び第12欄「SIGNATURE BY THE APPLICANT OR HIS REPRESENTATIVE(If required or allowed by the office of origin)」に記載

し、その他の出願人については、出願人1名ごとに第2欄、第3欄及び第12欄のすべての項目及び必要事項を「CONTINUATION SHEET」に記載して下さい。「CONTINUATION SHEET」を使用する場合には、「see CONTINUATION SHEET」のような記載をして、続葉があることを示して下さい。



(5) **3** :「ENTITLEMENT TO FILE : 出願の資格」

[規則9(5)(b)]

(a) 対応する□又は空欄に表示して下さい。

- (i) 欄は、第2欄(a)に記入した出願人が日本国民(法人、自然人)である場合には、□内に×印を付して下さい。
- (ii) 欄は、第1欄にいう締約国が「機関」である場合に用いるものであり、我が国は該当しません。
- (iii) 欄は、第2欄(a)に記載した出願人住所が日本国内ではないが、現実に日本国内に居住している外国人(自然人)である場合には、□内に×印を付して下さい。
- (iv) 欄は、第2欄(b)に記載した出願人の本社の住所が日本国内ではないが、日本国内に現実にかつ真正の工業上又は商業上の営業所を有している外国法人である場合には、□内に×印を付して下さい。

(b) 第2欄(b)における出願人の住所が、第1欄にいう締約国と相違する場合には、以下の空欄に記載して下さい。

- (i) 欄は、第3欄の(a)(iii) に対応する□内に×印を付した場合には、日本国内における出願人の住所(居所)を記載して下さい。
- (ii) 欄は、第3欄の(a)(iv)に対応する□内に×印を付した場合には、日本国内における出願人の営業所の住所を記載して下さい。

(6) **4** :「APPOINTMENT OF A REPRESENTATIVE(if any) : 代理人(選任する場合)」

[規則3、規則9(4)(a)(iii)]

- ①出願人が、国際事務局に対する代理人の選任を希望する場合には、選任する代理人の氏名(名称)及び住所(居所)をこの欄に記載して下さい。
 - ②代理権を証明する書面(委任状等)を提出する必要はありません。
 - ③代理人は1名のみ選任することができます。複数の代理人を記載した場合でも、筆頭の1名のみが代理人とみなされ、国際事務局にその旨記録されます。[規則3(1)(c)]
 - ④代理人の氏名を、「姓→名」の順にローマ字で記載して下さい。
また、代理人が法人の場合は、その名称をローマ字若しくは「ー」の組み合わせに置き換えて、音訳又は英語へ翻訳して記載して下さい。
 - ⑤代理人について記載するときは、その氏名の前に「弁護士」、「弁理士」及び「法定代理人」等の記載はできません。
- (7) **5** :「BASIC APPLICATION OR BASIC REGISTRATION :基礎出願又は基礎登録」
[議2条(1)]
- ①BASIC APPLICATION(基礎出願)に基づき国際登録出願を行う場合
 - イ)国際登録出願の基礎となる商標登録出願又は防護標章登録出願のApplication number(出願番号)及びApplication date(出願日)を記載して下さい。
 - ロ)Application numberは、「2009-000001」のように出願番号を記載して下さい。
 - ハ)また、その基礎とした商標登録出願又は防護標章登録出願が2以上ある場合は、それらの最先のものを記載し、残りは「CONTINUATION SHEET」に第5欄のすべての項目及び必要事項を記載して下さい。「CONTINUATION SHEET」を使用する場合には、「see CONTINUATION SHEET」のような記載をして、続葉があることを示して下さい。
 - ②BASIC REGISTRATION(基礎登録)に基づき国際登録出願を行う場合
 - イ)国際登録出願の基礎となる商標登録又は防護標章登録のRegistration number(登録番号)及びRegistration date(設定登録日)のみを記載します。
当該商標登録の出願番号及び出願日は記載する必要はありません。
 - ロ)Registration numberは、「4000001」(通常)、「4000001/01」(防護)及び「4000001-01」(分割)のように記載してください。
 - ハ)基礎とした商標登録又は防護標章登録が2以上ある場合は、最先のものを記載し、残りは「CONTINUATION SHEET」に第5欄のすべての項目及び必要事項を記載して下さい。「CONTINUATION SHEET」を使用する場合には、「see CONTINUATION SHEET」のような記載をして、続葉があることを示して下さい。

③年月日(dd/mm/yyyy)の記載

年月日は、西暦紀元及びグレゴリー暦により、出願日又は登録日を「日／月／年」の順に記載し、日及び月は2桁、年は4桁のアラビア数字で表示し、日及び月の数字の後にスラッシュ「／」を付して下さい。

【例】 平成21年9月18日 → 「18／09／2009」

(8) **6** :「PRIORITY CLAIMED：優先権の主張」 [議4条(2)、規則9(4)(a)(iv)]

①パリ条約による優先権を主張する場合(第1国の出願日より6ヶ月以内まで主張可)には、□内に×印を付して下さい。

②「Office of earlier filing」欄には、優先権に係る最初の出願の国又は政府間機関名を英語により記載して下さい。

③「Number of earlier filing (if available)」欄には、入手可能であれば優先権に係る最初の出願の番号を英数字により記載して下さい。

④「Date of earlier filing」欄には、優先権に係る最初の出願のうち最先の出願日を上記(8)③の記述と同様に「日／月／年」の順に記載して下さい。

⑤「If the earlier filing does not relate to all the goods and services listed in item 10 of this form, indicate in the space provided below the goods and services to which it does relate」の下部には、優先権の主張に係る商品(役務)が第10欄に記載した商品(役務)のすべてではない場合に、当該優先権主張に係る商品(役務)を記載して下さい。

また、優先権主張が2つ以上ある場合、各々の優先権主張に係る類又は商品を記載して下さい。

⑥優先権に係る最初の出願が2つ以上ある場合は、最先の出願日のものを記載し、その他の出願については第6欄のすべての項目及び必要事項を「CONTINUATION SHEET」に記載して下さい。「CONTINUATION SHEET」を使用する場合には、「see CONTINUATION SHEET」のような記載をして、続葉があることを示して下さい。

⑦なお、優先権証明書(優先権の主張に係る最初の出願の写し)の提出は不要です。

(9) **7** :「THE MARK：標章」 [規則9(4)(a)(v)]

国際登録を受けようとする標章は、次の要領により第7欄「THE MARK」(以下「標章記載欄」という。)に記載して下さい。

- ①国際登録を受けようとする標章「(a)Place the reproduction of the mark, as it appears in the basic application or the basic registration, in the square below.」は、正方形の標章記載欄(a)に、基礎出願又は基礎登録に係る商標と同一の標章を記載して下さい。
- ②基礎出願又は基礎登録の標章が白黒である場合には、この標章記載欄にも同一の白黒の標章を記載して下さい。
- ③また、基礎の標章がその構成中に色彩を含む場合には、この標章記載欄にも同一の色彩を含む標章を記載して下さい。
- ④「(b)Where the reproduction in item (a) is black and white and color is claimed in item 8 of this form, place a color reproduction of the mark in the square below.」
標章記載欄(a)の標章が白黒であるにも係わらず、次の第8欄において色彩に係る主張がされているときは、色彩の標章を標章記載欄(b)に記載することになります。
但し、日本国特許庁に出願する国際登録出願に関しては、明治42年法及び大正10年法において色彩の主張(着色限定)をしている商標が該当しますが、そのような商標であっても、色彩の標章を(a)欄に記載して下さい。
- ⑤標章の大きさは、**8cm平方**の標章記載欄に収まるサイズに限定されています。
- ⑥標章は、国際登録、国際公報、指定通報のために十分鮮明でなければなりません。
- ⑦基礎出願又は基礎登録で記載した立体商標が、異なる2以上の方向から表示した図によって記載されているときは、各図を同一縮尺で記載し、全体の大きさは8cm平方とし、標章記載欄(a)に記載して下さい。
- ⑧立体商標を写真によって記載するときは、次の要領によります。
 - イ) 写真の大きさは、8cm平方とし、基礎出願又は基礎登録で記載した標章と同じ写真を用いて下さい。
 - ロ) 写真は、標章記載欄に容易に離脱しないように貼り付けて下さい。
 - ハ) 写真は折らないで下さい。ニ) 基礎出願又は基礎登録で記載した立体商標が、異なる2以上の方向から表示した写真によって記載されているときは、各写真を同一縮尺で記載し、全体の大きさは、8cm平方の標章記載欄内に、それぞれの写真が重ならないように表示して下さい。
- ⑨「(c) ☐ The applicant declares that he wishes the mark to be considered as a mark in standard characters」は、(c)欄の□内に×印を付すことにより、出願人は、本標章が標準文字による標章とすることを宣言することができます。なお、本欄への記載は

任意であり、指定締約国において標準文字としての扱いを希望する場合は、基礎出願又は基礎登録において標準文字の主張の有無に関わりなく本欄へ記載することができます。
[規則9(4)(a)(vi)]

- ⑩「(d) ☐ The mark consists of a color or a combination of colors as such. : 色彩のみ又は色彩の組み合わせのみからなる場合)」

この欄は、標章が色彩のみで構成されている場合は□内に×印を付して下さい。
但し、日本国では色彩のみの標章は登録されないため、日本国を本国官庁とする出願は該当しません。
[規則9(4)(a)(vii)の2)]

- (10) **8** :「COLOR(S) CLAIMED : 色彩に係る主張」

[議3条(3)、規則9(4)(a)(v)(vii)、規則9(4)(b)(iv)]

- ①「(a) ☐ The applicant claims color as a distinctive feature of the mark. : 出願人は標章の特徴として色彩を主張する」

出願人は、標章の特徴として色彩を主張する場合に□内に×印を付して下さい。
米国は、色彩を含む標章について、色彩の主張を求めています。

- ②「Color or combination of colors claimed : 色彩の主張に係る色彩又はその組合せ」

この欄は、色彩に係る主張の□内に×印を付したら必ず記載しなければならず、標章に使われている色彩を記載して下さい。

- ③「(b) Indication, for each color, of the principal parts of the mark that are in that color(as may be required by certain designated Contracting Parties) : 色彩の標章の主要部分のそれぞれの色彩の表示(特定の指定締約国が求める場合)」

この欄は、色彩の主張に係る標章の主要部分の色彩の説明を記載することができます。なお、色彩の主張の□内に×印を付しても、本欄の記載は任意です。
ただし、米国は当該記載を求めています。
[規則9(4)(b)(iv)]

- (11) **9** :「MISCELLANEOUS INDICATIONS : その他の表示」

- ①「(a) Transliteration of the mark(where applicable) : 標章の音訳(該当するとき):」

この欄は、標章がローマ字若しくは「ー」の組み合わせ以外の文字、又はアラビア数字若しくはローマ数字以外の数字で構成されている、又は含んでいる場合には、ローマ字若しくは「ー」の組み合わせ又はアラビア数字への音訳に置き換えて記載しなければなりません。
[規則9(4)(a)(xii)]

- ②「(b) Translation of the mark(as may be required by certain designated Contracting Parties) : 標章の翻訳(特定の指定締約国が求める場合)」

特定の指定締約国等が求める場合には、標章が翻訳できる言語で構成されている、

又は含まれるときは、英語、仏語又はスペイン語、若しくは3つの言語への翻訳を記載することができます。

シンガポール、米国を指定して、標章が英語本来の意味合いを持たない場合は、第9欄(c)にチェックを入れる場合を除き、記載する方が望ましい。 [規則9(4)(b)(iii)]

- ③「(c) The words contained in the mark have no meaning (and therefore cannot be translated) : その文字商標が意味をもたない造語を含む(それゆえ翻訳できない)」

文字標章において、意味をもたない造語である旨を表明する場合には、□内に×印を付して下さい。(本欄は、特定の締約国(シンガポール及び米国)から意味をもたない造語に対して、翻訳を求める暫定的拒絶通報が発出されているのを回避することを目的に設置されました。ただし、当該国官庁は本欄に記載があっても、疑義等有る場合は暫定的拒絶通報を発出できます。)

- ④「(d) Where applicable, check the relevant box or boxes below : 適用ある場合は、以下のボックスをチェックする」

標章が、

- ・「Three-dimensional mark (立体標章)」、「Sound mark (音響標章)」又は、
- ・「Collective mark, Certification mark or guarantee mark (団体標章、証明標章又は保証標章)」である場合、該当する□内に×印を付して下さい。

[規則9(4)(a)(viii)(x)]

- ⑤「(e) Description of the mark where a description is contained in the basic application or the basic registration : 基礎出願又は基礎登録に記述が含まれる場合には、標章の記述」

基礎出願又は基礎登録に言語による標章についての記述が含まれている場合には、それと同一の内容を英語で記載することができます。 [規則9(4)(a)(xi)]

- ⑥「(f) Verbal elements of the mark : 標章の称呼」

国際事務局が検索のために付与する標章の称呼について、出願人は自己の認識する称呼について記載することができます。(国際事務局では、文字標章とみられる標章に国際登録の書誌データとして及び検索キーとして称呼付与を行っています。)

- ⑦「(g) The applicant declares that he wishes to disclaim protection for the following element(s) of the mark : 出願人は標章の次の要素について保護をディスクレームすることを希望する旨宣言する」

本規定は任意規定であり、希望する場合は記載して下さい。基礎出願又は基礎登録に権利不要求の主張がなくても記載できますが、一部の指定国だけに主張することはできません。 [規則9(4)(b)(v)]

- (12) **10** :「GOODS AND SERVICES 商品及び役務 (a) Indicate below the goods and services for which the international registration is sought : 国際登録を求める商品及び役務」

この欄は次の要領により記載して下さい。

- ①国際登録を求める商品(役務)は、商品(役務)の内容及び範囲を明確に理解することができる英語表示をもって記載するものとし、「1967年7月14日にストックホルムで及び1977年5月13日にジュネーヴで改正され並びに1979年10月2日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する1957年6月15日のニース協定」に基づく国際分類(現在第9)の、商品又はサービスのアルファベット順の一覧表に掲載されている表示をなるべく使用することが望ましい。

基礎出願又は基礎登録と国際登録出願時で区分が異なる(基礎出願又は基礎登録の分類がニース分類の現在の より古い、若しくは日本分類である)場合は、国際登録出願時に有効な国際分類に合致させて下さい。

- ②「Class」は、上記国際分類に基づく類を記載し、2以上指定する場合は、類の番号順に記載して下さい。

- ③「Goods and services」は、その類に属する商品(役務)を1商品ごとにセミコロン(;)で区切って記載して下さい。

- ④「(b)The applicant wishes to limit the list of goods and services in respect of one or more designated contracting Parties, as follows : 出願人は次の指定締約国に関し、商品又は役務を限定する」

締約国において、保護を求める類又は商品(役務)を限定する場合に使用し、限定を求める締約国名及び当該締約国で限定した類又は商品(役務)を記載して下さい。

ただし、限定した商品(役務)は、第10欄(a)の保護を求める商品(役務)の範囲内であればなりません。 [規則9(4)(a)(xiii)]

- ⑤本記載欄が不足し、連続用紙を使用する場合は□内に×印を付して下さい。

- ⑥国際登録を求める商品(役務)は基礎出願又は基礎登録の商品(役務)の範囲と実質的に同一又はその範囲内でなければなりません。

商品(役務)毎、基礎出願又は基礎登録の商品(役務)との関係を確認の上記載して下さい。

- (13) **11** :「DESIGNATED CONTRACTING PARTIES : 指定締約国」には、

- ① 標章の保護を求める指定締約国の□内に×印を付して下さい。

②新規締約国で、国コード及び締約国名が記載されていないときは、「Others :」欄に、国コード及び締約国名を記載して下さい。

③日本国を指定(自国指定)することはできません。 [議3条の2]

④なお、国際登録の後に締約国を追加することは「事後指定」(詳細は後述)の手続により行うことができます。

⑤欧州共同体を指定締約国とする場合、欧州共同体の公用語(仏語、独語、イタリア語、スペイン語)から第二言語を一つ選択しなければなりません。

⑥米国を指定締約国とする場合、国際事務局の公式様式「標章を使用する意思の宣言書」【MM18】に必要事項を記載し、願書と同時に提出しなければなりません。

- (14) **12** :「SIGNATURE BY THE APPLICANT OR HIS REPRESENTATIVE : 出願人又は代理人の署名」(If required or allowed by the Office of origin : 本国官庁が求める又は認める場合)

この欄には、出願人一名又は代理人が押印又は署名するとともに、押印日又は署名日を「日／月／年」の順に記載して下さい。

署名は日本語でも可能ですが、日本語と英語(ローマ字)の併記は認められません。

出願人が複数いる場合には、二人目以降の出願人は「CONTINUATION SHEET」に押印又は署名して下さい。

この場合、押印した者の氏名(名称)の綴りを記載する必要はありません。

- (15) **13** :「CERTIFICATION AND SIGNATURE OF THE INTERNATIONAL APPLICATION BY THE OFFICE OF ORIGIN : 本国官庁による国際出願の証明及び署名」

この欄は、本国官庁(特許庁)が国際登録出願の証明及び署名のために使用します。

- (16)「FEE CALCULATION SHEET : 手数料計算シート」

国際登録出願に関連して、国際事務局に支払わなければならない手数料の支払方法及び支払額を記載する手数料計算シートです。

- (a)「INSTRUCTION TO BE DEBIT FROM A CURRENT ACCOUNT : 口座引き落としの指示」

この欄は、出願人が国際事務局に口座を開設し、その口座から手数料の必要な額を引き落とす場合は、□内に×印を付し、かつ、

- ・「Holder of the account : 口座の名義人」
- ・「Account number : 口座番号」

・「Identity of the party giving the instructions : 口座引き落とし指示者」
をそれぞれ記載して下さい。

(注)なお、この(a)欄にチェックを入れた場合、以下の(b)欄の記載は不要です。

(b)「AMOUNT OF FEES : 手数料の総額」

- ①「Basic Fee : 基本手数料」には、
 - ・標章の複製が白黒の場合には、653(スイスフラン) を記載して下さい。
 - ・標章の複製が色彩を有する場合には、903(スイスフラン)を記載して下さい。
- ②「Complementary Fee : 付加手数料」には、
 - ・付加手数料が適用される「指定国の数」に「付加手数料の100(スイスフラン)」を乗じた額を記載して下さい。
- ③「Supplementary Fee : 追加手数料」には、
 - ・「3を超える商品及び役務の区分の数」に「追加手数料の100(スイスフラン)」を乗じた額を記載して下さい。
- ④「Individual Fee : 個別手数料」には、
 - ・付加手数料及び追加手数料に代えて、「個別手数料」の受領を宣言している締約国を指定する場合には、締約国の名称及び締約国ごとに定められている個別手数料の額(スイスフラン)を記載して下さい。

【参考資料3】の「個別手数料一覧表」を参照して下さい。

※個別手数料は為替の変動・料金改定等により随時変わります。

個別手数料に関する情報は、国際事務局が発行する公報で公表するとともにWIPOのホームページ「<http://www.wipo.int/madrid/en/index.htm>」に掲載されていますので確認願います。

- ⑤個別手数料を記載した枠外の下部に、個別手数料の合計と総合計額をそれぞれ記載して下さい。

(c)「METHOD OF PAYMENT : 支払方法」

- ①「Identity of the party effecting the payment : 支払を行う当事者の身元」欄では、上記手数料を支払う者(出願人、代理人)の氏名(名称)を記載して下さい。

(注)国際事務局が手数料不足と判断した場合、又は出願が放棄され、あるいは取り下げられ、手数料の全額又は一部を返却すると判断した場合、国際事務局が通知を行うのは、この支払を行う当事者になります。従って、誰が

手数料を支払うのか識別できる必要があります。

②次に、支払方法の区分に従い該当個所の口内に×印を付し、かつ、右欄に必要事項を記載して下さい。

(注)外国送金依頼書等で国際事務局へ手数料を支払う時は常に、支払に係る出願又は登録を明らかにした表示を付し、支払の目的を明示することが必要となります。支払に係る標章、出願人名等及び可能な限り基礎出願番号又は基礎登録番号を記載して下さい。

5. 出願時に行う特許庁への手数料納付方法

特許印紙(9,000円)を貼るときは、別のA4の用紙に貼り、その下にその額を括弧して記載するとともに、出願人の氏名(名称)、基礎出願番号又は基礎登録番号、書類記号及び提出日を記載して下さい。

(記載見本)

dd/mm/yyyy		
Applicant's name:		
Basic application number:		
Basic registration number:		
Applicant's reference:		
特許印紙	特許印紙	特許印紙
(9,000Yen)		

(注)用紙はA4判で作成して下さい。

Q7 代理人を選任した場合、願書に委任状の添付が必要ですか。

A 委任状は不要です。

Q8 優先権証明書は提出するのですか。

A 優先権証明書の提出は不要です。第6欄に必要事項を記載することで優先権主張ができます。

Q9 標章を願書に記載するにはどうすれば良いですか。

A 以下の方法が考えられます。

- ・標章見本をスキャニングし、イメージデータとして所定の位置に貼り付ける。
- ・標章見本の複写や写真を作り、それらを貼り付ける。
- ・登録公報の商標を複写し貼り付ける。

なお、作成には、その標章が基礎出願・基礎登録の標章と同一であること、十分に鮮明であることが求められますので留意して下さい。

Q10 色彩の主張は、基礎出願・基礎登録において主張されていることが必要ですか。

A 基礎出願・基礎登録で色彩の主張をしていなくても、国際登録出願で色彩の主張は可能です。但し、その場合は、基礎出願・基礎登録の標章と同一の色彩であることが必要です。

Q11 第9欄(f)の称呼は、第9欄(a)のローマ字表記とは違うのですか。

A 第9欄(a)の音訳は、標章がローマ字やアラビア数字以外の文字、漢字やカタカナの場合に、それをローマ字読みで記載します。一方、第9欄(f)には、標章がローマ字、漢字、図形その他どのようなものであっても、称呼を生じるものであれば、その音を記載します。この記載を求めているのは、図形や特殊文字商標であっても検索が可能となるとの考えからです。

Q12 指定締約国ごとに指定商品(役務)を変えることはできますか。

A 第10欄(a)に記載された国際登録を求める商品及び役務の範囲内であれば可能です。指定締約国ごとに変えたい商品及び役務を第10欄(b)に記載してください。また、指定国によっては、指定商品(役務)の包括表示を認めない国があるため、そういった国を指定する場合には、第10欄(b)への記載が必要となります。

Q13 指定商品(役務)を記載するときに留意すべき点は何ですか。

A 国際登録出願をする際の指定商品(役務)については、出願人が権利化したいものに限定することをお奨めします。本来不要な指定商品(役務)が記載されていなければ、国際事務局や指定締約国との無用なやり取り(例えば「暫定的拒絶通報」等)の低減化が図れ、早期権利化の可能性が高くなり、無用の紛争発生を防止できるためです。

Q14 基礎出願・基礎登録の指定商品(役務)が属する区分は、国際登録出願にそのまま出願できますか。

A ニース協定に基づく国際分類により記載されなければなりません、分類が改正されている場合があります。現在はニース協定に基づく国際分類の第9 が採用されています。そのため以前に国内で登録となったものは、指定する商品(役務)の属する区分が現時点で変更されている場合がありますから、どの区分に属するかを調べる必要があります。

Q15 指定商品(役務)が欄内に書ききれない場合どうしたらよいですか。

A 記載できない場合は、第10欄の最下部の□(If the space provided is not sufficient, check the box and use a continuation sheet)にチェックし、CONTINUATION SHEET(連続用紙)を利用します。連続用紙に第10欄(a)を作成し、書ききれなかった指定商品(役務)を記載して下さい。なお、もとの第10欄(a)の欄の拡張も可能ですが、続く(b)欄がなくならないように注意して下さい。「CONTINUATION SHEET」を使用する場合には、「see CONTINUATION SHEET」のような記載をして、続葉があることを示して下さい。

Q16 出願人が二人以上いる場合、CONTINUATION SHEETが必要ですか。

A 出願人が複数の場合は、CONTINUATION SHEET(連続用紙)に第2欄、第3欄及び第12欄を作成し、書き込んでください。第12欄に署名、押印できるのは1人だけです。「CONTINUATION SHEET」を使用する場合には、「see CONTINUATION SHEET」のような記載をして、続葉があることを示して下さい。

Q17 署名は英語でするのですか。

A 英語でも日本語でも署名できます。また押印でもかまいません。但し、この欄に記載した署名又は押印は、国際登録出願のその後の手続の本人確認にも使いますので、同じ署名又は押印ができるようにしてください。

Q18 出願人が法人の場合、誰が署名するのですか。また、署名した人の資格証明はどのようにしたらよいのですか。

A 法人の代表権のある人であれば、誰の署名であってもかまいません。また、その資格を有する者の証明は、明らかに代表権者でないと認められる場合以外は要求されません。

Q19 出願手数料を銀行口座振り込みで送金した場合、Payment Identification(支払者の確認)の欄は、誰の名前を書くのですか。

A この欄は、送金した人の名前を記載してください。なお、出願手数料と出願を一致させる重要な項目となりますので、間違いを起こさないために、できるだけ出願人名(法人なら法人名)か、代理人がいる場合はその代理人名で送金してください。

Q20 国際登録出願後において、出願人等へは特許庁又は国際事務局から何らかの通知はありますか。

- A 特許庁は国際登録出願が基礎出願・基礎登録と一致していると確認できたときに本国認証を行い、願書を国際事務局へ送付します。同時に特許庁から、国際事務局に送付した国際登録出願の願書の写しを出願人に送付します。また、国際事務局は、指定商品・役務の表示分類をチェックし、問題がなければ国際登録簿に記録後、出願人又は代理人に「国際登録証明書」が送付されます。

第2節 「標章を使用する意思の宣言書」【MM18】の作成

1. 提出時期

米国を指定締約国とする場合は、願書【MM2】と同時に「標章を使用する意思の宣言書」【MM18】を提出することが必要です。

なお、標章の使用に関する宣言書は、米国で保護が認められた日以降においても、5年目と6年目の間及び10年ごとに米国特許商標庁へ提出しなければなりません。

2. 「標章を使用する意思の宣言書」【MM18】の記載要領

(1)「Signature：署名」には、出願人が署名します。

(2)「Date of execution (dd/mm/yyyy)：署名日」には、署名者が署名した日を「日／月／年」の順に記載します。

(3)「Signatory's Name (Printed)：署名者の名前」には、署名者の氏名をアルファベットでタイプ打ちします。

(4)「Signatory's Title：署名者の肩書き」には、署名者の肩書きを英語でタイプ打ちします。

なお、法人であれば署名者の肩書きを「President，General manager」のように記載し、自然人であれば「Applicant」と記載します。

(5)「INFORMATION REQUIRED BY THE INTERNATIONAL BUREAU (国際事務局により要求される情報)」欄

この欄は、国際登録の願書【MM2】と一緒に提出する時には記載する必要がありません。但し、願書とは別に国際事務局へ直接送付する場合には、この欄に必要事項を記載しなければなりませんのでご注意ください。

3. 「宣言書」に関する国際事務局の取扱いについて

(1) 国際事務局が米国を指定する国際登録出願を受理した時に、標章を使用する意思の宣言書が添付されていない場合、または必要条件を満たしていない場合（例えば、サインがされていない、署名日の未記入、前回使用したMM18のコピー等）、国際事務局は速やかに出願人と本国官庁に通報します。

(2) 本国官庁の国際登録願書受理日より2ヶ月以内に、欠落、または訂正された宣言書が国際事務局により受理された場合、標章を使用する意思の宣言書は、国際登録願書と同時に受理されたものとみなされます。

なお、欠落、または訂正された宣言書が、この2ヶ月の間に国際事務局により受け取られない場合、その国際登録願書は米国を指定国としないものとされ、国際事務局

は米国分の指定料を払い戻します。

第3節 「優先順位の主張」【MM17】の作成

1. 「優先順位の主張」の手続等

(1) 手続

欧州共同体を指定締約国とする場合で、欧州共同体の加盟国内において既に登録されている商品(役務)と、同一若しくはそれらを含む商品(役務)について、同一の標章を欧州共同体を指定して出願する時に、先の商標登録の優先順位を主張する場合に願書【MM2】と同時に「優先順位の主張」【MM17】を提出します。

(2) 国際事務局へ支払う手数料 : 免除

(3) 効果

先の商標を放棄又は消滅若しくは期間満了した場合に、共同体商標の所有者は先の商標を継続していたならば有していたであろう権利と同一の権利を、引き続き有するものと見なされます。

(4) 国際登録簿への記録

MM2と同時に申請された優先順位の主張は、国際登録簿へ記録されます。

優先順位の主張については、欧州共同体商標意匠庁(OHIM)で審査が行われます。審査の結果、主張が認められた場合は、国際登録簿に既に記録された事項に変更がないため、OHIMから国際事務局へは通報されません。しかし、主張が認められない場合には、国際登録簿および公報における公表に修正があるため、OHIMから国際事務局へ通報され、記録されます。

2. 「優先順位の主張」の作成要領

(1) 同一国で複数件登録がある場合は、登録毎に作成する。

(2) 領域内に構成国が複数国ある場合は、各国毎に作成する。